

令和 7 年第 6 回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和 7 年 6 月 2 7 日（金）
- 2 招集場所 市役所北庁舎 5 階 5 0 2 会議室
- 3 出席委員等

教育長 麻生川 敦	委 員 小野 聡子
委 員 高田 彩	委 員 大井 知教
委 員 星山 純一郎	
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員

教育部長	中野 裕夫
次長兼教育総務課長	柴田 光起
理事兼学校教育監	石田 隆幸
生涯学習課長	松田 直樹
文化財課長	武田 健市
参事兼教育総務課長補佐	古関 義信
- 6 傍 聴 人 なし
- 7 記 録 係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後 6 時 1 5 分
- 9 議事日程

日程第 1	前回議事録の承認について								
日程第 2	議事録署名委員の指名について								
日程第 3	諸般の報告 事務事業等の報告								
日程第 4	議 事 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 40%;">(1) 臨時代理事務 報告第 1 0 号</td> <td>臨時代理の報告について（令和 6 年度山王小 学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第 2 期））</td> </tr> <tr> <td>(2) 臨時代理事務 報告第 1 1 号</td> <td>臨時代理の報告について（令和 7 年度多賀城 市一般会計補正予算（第 1 号））</td> </tr> <tr> <td>(3) 臨時代理事務 報告第 1 2 号</td> <td>臨時代理の報告について（令和 7 年度山王小 学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第 3 期））</td> </tr> <tr> <td>(4) 議案第 1 8 号</td> <td>多賀城市学校給食センター運営審議会委員 の人事について</td> </tr> </table>	(1) 臨時代理事務 報告第 1 0 号	臨時代理の報告について（令和 6 年度山王小 学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第 2 期））	(2) 臨時代理事務 報告第 1 1 号	臨時代理の報告について（令和 7 年度多賀城 市一般会計補正予算（第 1 号））	(3) 臨時代理事務 報告第 1 2 号	臨時代理の報告について（令和 7 年度山王小 学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第 3 期））	(4) 議案第 1 8 号	多賀城市学校給食センター運営審議会委員 の人事について
(1) 臨時代理事務 報告第 1 0 号	臨時代理の報告について（令和 6 年度山王小 学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第 2 期））								
(2) 臨時代理事務 報告第 1 1 号	臨時代理の報告について（令和 7 年度多賀城 市一般会計補正予算（第 1 号））								
(3) 臨時代理事務 報告第 1 2 号	臨時代理の報告について（令和 7 年度山王小 学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第 3 期））								
(4) 議案第 1 8 号	多賀城市学校給食センター運営審議会委員 の人事について								

- (5) 議案第 19 号 令和 8 年度多賀城市立小・中学校使用教科用
図書の採択基準及び採択について
- (6) 議案第 20 号 いじめ重大事態の公表に関するガイドライ
ンについて

日程第 5 その他

教育長

ただ今の出席者は 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより令和 7 年第 6 回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第 1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和 7 年第 5 回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第 2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第 21 条第 3 項の規定により、教育長において、小野委員、高田委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程第 3 諸般の報告について

－ 事務事業等の報告 －

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願いいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の１ページをお願いします。

令和７年第５回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

始めに教育総務課関係です。

５月３１日及び６月１日の２日間を中心に、「仙台北地区中学校総合体育大会」が市内外の各中学校、中央公園、総合体育館等で開催され、競技によっては６月２日以降も熱戦が繰り広げられました。

６月２日、「小学校読み書き特性をもつ児童のスクリーニング研修会」を多賀城小学校で開催し、小学校一年生の担任等が参加しました。

６月９日から２４日まで１６日間の会期で、「令和７年第２回多賀城市議会定例会」が開催されました。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします「令和７年度多賀城市一般会計補正予算（第１号）」、「工事請負変更契約の締結」について、本会議及び予算特別委員会で審議されました。

一般質問は、６月１３日及び１６日に行われ、教育委員会関係は７名から１１件の質問が行われました。回答要旨は別紙のとおりです。

６月２６日、「令和７年度仙台管内教育委員会協議会総会・研修会」が大和町で開催され、小野委員、星山委員が出席いたしました。総会において林幹字元委員に感謝状が贈呈されました。

続いて生涯学習課関係です。

５月３０日、「青少年育成センター運営協議会」を開催し、令和６年度の事業報告、令和７年度の事業計画案等が承認されました。

６月１０日、青少年健全育成多賀城市民会議主催「令和７年度少年の主張多賀城市大会」が第二中学校で開催され、当校の生徒と来賓者も含め５９８名が参加しました。優秀賞に選ばれた高崎中学校の菊地和来さんが、７月１日に塩竈市民交流センター遊ホールで開催される仙台地区大会に出場します。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、２ページから４ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

６月１８日から６月２０日まで、あやめまつり with ナイトミュージアム２０

25を、多賀城跡ガイダンス施設で開催し、3日間で計1,028名が参加しました。

6月14日及び15日、多賀城跡あやめまつり会場において、まが玉作り体験ブースを開設し、合計138組の参加がありました。

令和7年6月27日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和6年度山王小学校校舎長報告第10号 寿命化改良等（建築）工事（第2期））

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、臨時代理事務報告第10号「臨時代理の報告について（令和6年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第2期））」を議題といたします。

内容につきましては、次長から説明をいたします

次長

それでは、臨時代理事務報告第10号について説明いたします。

6ページをお願いします。

これは教育長において臨時代理した事案について、報告するものです。

7ページをお開きください。

これは、令和7年5月23日付けで、市長より、法の規定に基づき、議会に提出する工事請負契約に関する議案「令和6年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第2期）」について、意見を求められたものです。

左側6ページの臨時代理書をご覧ください。

当該議案に関しては、記載のとおり、異議がない旨を回答しております。

それでは、議会に提出した議案の内容についてご説明いたします。

8ページをお願いします。

これは議案書ですが、記載のとおり、山王小学校の校舎長寿命化改良等建築工事第2期について、項番3に記載のとおり、設計変更による減額が生じたことによる変更契約について議会より承認されたものであります。

変更理由について説明しますので10ページをお願いします。

項番5に記載のとおり、児童の安全を第一に考えた当初設計では、広範囲なアスベスト撤去やコンクリート躯体・内外装の改修を見込んでいたが、工事の進捗により詳細状況が判明したことに伴い、アスベスト含有建材の撤去やコンクリート躯体・内外装の改修範囲に変更が生じたことから、減額変更するもので詳細を補足しますと、工事の進捗に伴って下地モルタル部分にはアスベストが含有されていないことが判明したため、改修範囲が変更となり減額が生じたものです。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第10号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和7年度多賀城市一般会計 報告第11号 補正予算（第1号）

教育長

次に、臨時代理事務報告議案第11号「臨時代理の報告について（令和7年度多賀城市一般会計補正予算（第1号）」について議題といたします。内容につきましては次長から説明します。

次長

それでは、議案資料の8ページをお願いします。

臨時代理事務報告第11号は、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

10ページをお願いします。

これは、令和7年5月30日付けで、市長より地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年度多賀城市一般会計補正予算（第2号）の調製について意見を求められたものです。

左側12ページをお願いします。

こちらが、臨時代理書でして、異議がない旨を回答しております。

それでは、教育委員会所管に係る内容を御説明いたしますので、臨時代理事務報告第11号関係資料をご用意願います。

はじめに、3ページをお願いします。

こちらは、歳出予算に係る補正額の総括表です。下の太枠で囲まれた欄にありますとおり、市一般会計全体で、補正額が6億2,477万2千円となっており、うち、教育委員会所管につきましては、

10款教育費で、5,691万6千円の増額となっております。

なお、組織名で申し上げますと、教育総務課で補正額が生じております。

詳細について説明いたします。

それでは、23ページをお願いします。

教育総務課関係の学校環境整備事業[小学校]で5,691万6千円の補正予算の増額です。これは、多賀城小学校において、職員室をはじめとした計4系統のエアコンの修繕に伴う更新工事を行うものです。

当該多賀城小学校職員室のエアコンにつきましては、昨年6月定例会の補正予算に、故障に伴う更新工事費用を計上しておりましたが、その後、再稼働したため、経過観察をしておりました。

しかしながら、本年1月に再度不具合が発生し、2月に入り、北校舎1,2階のエアコンについても不調が続いたことから、同時期に導入した計4系統のエアコンについて、今般、一斉更新を行うこととしたものです。

なお、校長室・保健室系統については、電気式パッケージエアコンを業務委託で設置することとし、12節委託料で493万8千円を計上するものです。また、面積が広い職員室及び北校舎の音楽室など計3系統については、現行のGHP（ガスヒートポンプ）エアコンの更新工事を行うこととし、14節工事費で5,193万8千円を計上するものです。

以上で、歳出予算の説明を終わらせていただく同時に、以上で、臨時代理事務報告第 11 号の説明を終わらせていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第 11 号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和 7 年度山王小学校校舎長報告第 12 号 寿命化改良等（建築）工事（第 3 期））

教育長

次に、臨時代理事務報告議案第 12 号「臨時代理の報告について（令和 7 年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第 3 期））」について議題といたします。内容につきましては次長から説明します。

次長

それでは、臨時代理事務報告第 12 号について御説明いたします。

15 ページをお願いします。

これは先ほどの臨時代理事務報告第 11 号と同様、教育長において臨時代理した事案について、報告するものです。

17 ページをお開きください。

これは、令和 7 年 6 月 17 日付けで、市長より、法の規定に基づき、議会に提出する工事請負契約に関する議案「令和 7 年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第 3 期）」について、意見を求められたものです。

左側 16 ページの臨時代理書をご覧ください。

当該議案に関しては、記載のとおり、異議がない旨を回答しております。

それでは、議会に提出した議案の内容についてご説明いたします。

18 ページをお願いします。

これは議案書ですが、記載のとおり、山王小学校の校舎長寿命化改良等工事のうち、建築に係る工事について、記載の契約方法により、6 億 9,135 万円で、記載の事業者を相手方とする工事請負契約について、お諮りし、議会より承認された

ところであります。

ここで、資料にはございませんが、少し補足させていただきます。

ただいま本件は、建築に係る工事と申し上げましたが、山王小学校の長寿命化改良工事につきましては、建築工事のほか、電気設備工事、機械設備工事がございます。そして、それぞれ契約を交わして実施しますが、この建築工事に限ってご説明申し上げますことについては、条例の規定によるものです。

具体には、議会に提出する工事案件は、予定価格が1億5,000万円以上の工事となっていることに因るものです。従いまして委員の皆さまには、山王小学校の長寿命化改良工事は3種類あること、その上で、本日の報告案件は建築工事に特化したものであることを、あらかじめご認識いただければと思います。

それでは本題に戻ります。19ページをお願いします。

これは、入札執行調書です。

入札件名は、「令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期）」で、施工(せこう)場所は、記載のとおりです。

入札者及び入札価格等の結果は、調書のとおりです。

入札種別につきましては、「総合評価方式による制限付き一般競争入札」で実施しました。この入札は、設計金額が3,000万円以上となる建築工事、または土木工事のうち、入札者の施工能力、施工実績と入札価格を一体として評価することが適当であると認められる工事について行うものです。

予定価格及び調査基準価格は、記載のとおりで記載の齋藤工務店が税抜で4億1,100万円となっております。対して、下段の調査基準価格ですが、税抜6億2,850万円で当該業者を落札者として決定し、仮契約を締結したものです。

22ページをお願いします。こちらが、工事概要書です。

1の件名及び2の施工場所については、記載のとおりです。

3の工事期間は、契約締結日の翌日から令和8年3月31日までです。

4の工事概要ですが、

（1）の改良建物概要ですが、

鉄筋コンクリート造の地上4階建て 延べ床面積は、2,839㎡で、既存校舎の西側部分が対象となるものです。

次に、（2）の工事概要ですが、

アの屋根については、塩ビシートの防水改修を実施します。

イの外部ですが、外壁については、ひび割れや欠損部分の補修を行い、複層塗材により、耐久性に優れた塗装を実施します。

また、外壁材の一部にアスベストが含有しておりますので、本工事にて撤去します。

金属製建具については、既存の建具枠上から新たな建具枠を重ねるカバー工法による改修を行い、併せて複層ガラスにすることにより、断熱化を図ります。

ウの内部については、床は、耐久性に優れた長尺塩ビシートへ改修します。内壁は、普通教室と廊下の間の間仕切り壁を、下半分をコート掛け用の壁、上半分を窓ガラスとするような構造に改修します。

教室の天井の改修は、L G S（ロング・ゲージ・スチール）天井を新設し、軽量鉄骨材の上に、上の階の音を吸収する石膏ボードを貼り付けて従来より 30 c m ほど天井を低くすることで、エアコン効率の向上や教室内の明るさの向上を図ります。また、既存の天井仕上り材にアスベストが含有しておりますので、今回の工事で撤去いたします。

右側の 23 ページをご覧ください。資料を横にしてご覧いただければと思います。これは、山王小学校の各配置図です。

グレーに着色した部分が第三期工事として今回実施する範囲です。次のページ、24 ページをお開き願います。このページから 27 ページにかけては、各階ごとの平面図を掲載しております。

各部屋の名称は、改修後の部屋名を記しており、カッコ内の部屋名は改修前のものを記しております。

改修工事にあたりましては、児童の安全を最優先に考え、授業への影響を最小限に進めてまいります。以上で、説明を終わらせていただきます。

先ほど、天井の回収を L G S ロング・ゲージ・スチールと申しましたが、ライト・ゲージ・スチールの誤りでございました。訂正いたします。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。大井委員。

大井委員

山王小学校の建築工事は、齋藤工務店が相手方で契約額が 6 億 9, 135 万円でした。入札額は 6 億 2, 850 万円で電気工事等が残りの 7, 000 万円になるのですか。

次長

入札額は税抜き 6 億 2, 850 万円で、契約額は税込み額の 6 億 9, 135 万円となります。入札執行調書の備考欄に決定金額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額が契約に係る金額と明記されております。

部長

補足します。電気設備工事及び機械設備工事については、来月入札となっています。金額は1億5千万円未満の工事を予定しておりますので、市議会に提案する議案とはなりません。

大井委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

ほかに、ございますか。

(「ありません」の声あり)

教育長

質疑がないものと認め、臨時代理事務報告第12号について承認します。

議案第18号 多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事について

教育長

次に、議案第18号「多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事」についてを議題といたします。

内容につきましては次長から説明します。

次長

それでは、議案第18号「多賀城市学校給食センター運営審議会委員の人事」について説明いたします。29ページをお開き願います。

本件は、多賀城市学校給食センター運営審議会委員の任期が令和7年6月30日をもって任期満了することに伴い、新たに委嘱するものでございます。

30ページをご覧ください。

多賀城市学校給食センター運営審議会につきましては、上段の表に記載の方々に対して委員を委嘱するものでございます。

上の表をご覧ください。

多賀城市学校給食センター条例施行規則第3条第1号に掲げる市立学校の校長としまして、朝日田顕志氏、畑中智氏、本間睦美氏、木村真也氏、酒井智紀氏の5名の方々を新たに委嘱いたします。

次に、同条第2号の児童生徒の保護者としまして、鈴木つかさ氏、佐竹佑介氏、加藤貴久氏、鈴木幸也氏、伊藤正敏氏の5名の方々を新たに委嘱いたします。

次に、同条第3号の関係行政機関の代表者としまして、塩釜保健所環境衛生部総括次長の齋藤陽子氏を新たに委嘱いたします。

次に、同条第4号の学識経験者としまして、記載の通り塩釜地区薬剤師会薬剤師の叶佐江子氏と、仙台農業協同組合多賀城支店長の川村大氏の2名の方を引き続き委嘱いたします。以上、13名の方々が多賀城市学校給食センター運営審議会委員となります。

新たに委嘱する委員の任期についてですが、下段の多賀城市学校給食センター条例（抜粋）をご覧ください。一番下の行の、条例第5条の第3項に「委員の任期は、2年とする。」とありますので、新たに委嘱する委員の任期は、令和9年6月30日までとなっております。説明は以上でございます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないようですので、採決に入ります。議案大18号について、御異議ありませんか。

（「ありません」の声あり）

教育長

異議がないものと認め、議案第18号について原案のとおり決定します。

議案第19号 令和8年度多賀城市立小・中学校使用教科用図書の採択基準及び採択について

教育長

次に、議案第19号ですが、文部科学省初等中等教育局長通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」により、教科書採択に係る審議教育委員会の会議

について、次のように通知されていますので、朗読します。

「教科書採択については、教科書発行者に限らず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく、静ひつな環境を確保し、採択権者の判断と責任において公正かつ適正に行われるよう努めること。教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに際しては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、傍聴に関するルールを明確に定めるなど、適切な審議環境の確保に努めること。」とされております。

よって、本件につきましては、「多賀城市教育委員会会議規則第5条」の規定に基づき、秘密会としたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、これより秘密会といたします。

それでは、関係課長以外は、暫時、退室願います。

＜生涯学習課長、文化財課長 退室＞

【秘密会の会議録については、別途作成】

教育長

それでは、関係課長等に入室願います。

＜生涯学習課長及び文化財課長 入室＞

議案第20号 いじめ重大事態の公表に関するガイドラインについて

教育長

次に議案第20号「いじめ重大事態の公表に関するガイドライン」について議題といたします。内容につきましては学校教育監から説明します。

学校教育監

7ページを御覧ください。

議案第20号「いじめ重大事態の公表に関するガイドライン」について、別紙にて御説明いたします。

議案第20号関係資料の1ページを御覧ください。

1 公表に関するこのガイドラインは、多賀城市教育委員会が、いじめ防止対策推進法第28条第1項各号に基づく重大事態に関する調査報告書の公表を検討するにあたり、その基本的方針等を明らかにするとともに、その方針等を、いじめを受けた児童生徒及びその保護者、いじめを行った児童生徒及びその保護者に対し、分かりやすく正確に伝えることを目的とするものです。

市教育委員会が本ガイドラインに則り公表の有無を決定しますが、今後の公表の状況やいじめに関する社会的評価などを踏まえ、必要に応じて本ガイドラインの見直しも図りながら、柔軟に検討してまいります。

本日お配りしました赤いファイルの1ページをご覧ください。いじめ防止対策推進法については、1ページから10ページに掲載しておりますが、青い付箋の「第28条」をご覧ください。

公表の対象となる事案は、この28条に記載している第1項第1号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」第2号の「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき」です。

ガイドラインの1ページを再度ご覧ください。

2 公表についての基本姿勢と意義・弊害について御説明いたします。

(1) 基本姿勢は、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」において、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものですが、特段の支障がなければ公表することが望ましい」としていることに基づいて実施するものです。

再度赤いファイルの赤い付箋の「ガイドライン」のページをご覧ください。「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」は64ページに及びます。その中で公表については、40ページ、青い付箋の「公表」のページに記載がありますので、お開きください。第3節(2)調査報告書の公表に記載の内容に則って行ってまいります。

(2) 意義(目的)について御説明いたします。ガイドラインの1ページを再度ご覧ください。その内容は、次の4点です。

① 社会全体でいじめの問題を考えていく契機となり、市民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策に資すること。

② 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげること。

③ 学校や市教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てること。

④ 調査結果の公正性・中立性を確認し、信頼性を保つこと。

次に、(3) 弊害(懸念事項)とされることについて御説明いたします。その内容、次の4点です。

① 同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、個人が特定され、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じること。

② いじめを受けた児童生徒と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、いじめを受けた児童生徒の登校再開や立ち直り、いじめを行った児童生徒の反省や更生、当事者間の関係修復等の支障となること。

③ インターネット上での情報拡散等により、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害により、関係する児童生徒の成長を阻害すること。

④ その後の重大事態に関する調査において、調査対象者に防衛機制が働き、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなること。

これら4点に留意しながら、公表内容、公表実施の可否等を検討することになります。

続いて、3 いじめ重大事態の定義について、御説明いたします。ここに記載の内容は、いじめ防止対策推進法の第28条第1項第1号・第2号を抜粋したものです。

続いて4 公表についてについて御説明いたします。

(1) 基本的な考え方ですが、公表の主体は多賀城市教育委員会です。公表時期は調査結果の確定後、市教育委員会のホームページでの公表を考えております。公表内容は調査結果報告書とし、公表期間は6か月とします。しかし、いじめを受けた児童生徒側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止することもあります。なお、公表にあたっては、赤いファイルの赤い付箋「公表」のページをご覧ください。

下段の●地方公共団体の長等への報告及び公表(P40・43参照)をご覧ください。その欄の最後に記載がありますように「公表に際しては、「調査報告書に記載のある児童生徒及びその保護者に公表版を事前に提示するなどして確認」を行います。

現在本市におきましては、昨年度末に2件のいじめ重大事態を認知しております。本事案は当該児童生徒及びその保護者に調査結果の報告を終え、その内容につ

いて一定の御理解をいただいております。そして、2つの事案ともに当該被害児童生徒の保護者は、公表を希望しております。このことを鑑み、公表するにあたって、今回御説明いたしました「いじめ重大事態の公表に関するガイドライン（案）」に則って実施する予定であります。

以上で、説明を終わります。

教育長

それでは、ただ今の説明について質疑がございますでしょうか。星山委員。

星山委員

公表を行うときには当事者の保護者児童生徒から承諾を得るということですが、昨年度重大事態を把握した際は公表したのでしょうか。

教育監

昨年度認知した2件について公表を実施予定です。

星山委員

失礼しました。被害者側は公表してほしいとの意向がありますが、加害者側はどうなのでしょう。

教育監

2件とも、加害側とされる児童生徒から、謝罪が済んでおり、被害者側は受け入れているため、この事案については終結しています。

公表につきましては、それぞれの事案ごと双方に内容を閲覧していただき、伏せる内容を確認します。当該児童生徒に不利益が生じないようにしていきます。

星山委員

ガイドライン（案）の1ページ「2公表についての基本姿勢と異議・弊害」の（3）弊害（懸念事項）で、公表したことで、対象となる児童生徒保護者が心配です。公表後のケアも学校及び教育委員会に対応いただけると大変助かります。

教育長

そのほか、ございますか。

小野委員

調査結果報告書にある児童生徒というのは、名前が出てきた方すべてとなるのでしょうか。

教育監

そのとおりです。

小野委員

わかりました。星山委員と同じで、ケアやフォローをお願いしたいです。

大井委員

先生方は公表したくない気持ちが働いてしまわないか、逆に二の足を踏んでしまわないかと思います。いざというときは思い切った決断に期待します。私はその立場だったら、たぶん公表を先延ばしにする気がします。よろしくお願いします。

教育長

ほかにございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは、質疑がないようですので、採決に入ります。議案第20号について、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないものと認め、議案第20号について原案のとおり決定します

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

（「ありません」の声あり）

事務局からありますか。生涯学習課長。

生涯学習課長

お手元に配布しています 2 枚つづりの資料をお願いします 1

多賀城市社会体育施設等および多賀城市文化センター指定管理の更新に係る評価委員会の結果について、説明させていただきます。

これは、令和 8 年 3 月 31 日をもって、多賀城市社会体育施設等および多賀城市文化センターの指定管理者の指定期間が満了することから、現在、更新手続きを進めているところですが、まずは、昨年度までの 4 年間の実績を評価する評価委員会を開催しましたのでその結果についてお知らせするものです。今後、社会教育委員会等でご意見をいただき、市内部の会議において、評価委員会で出た意見を参考にしながら指定管理期間（年数）を決定し、各施設の管理運営を委ねる指定管理者の選定方法については、来月下旬の教育委員会定例会でお諮りする予定となっております。

はじめに、多賀城市社会体育施設等の指定管理者評価委員会の結果について説明させていただきます。1 枚目の資料をご覧ください。

社会体育施設等とは、総合体育館や市民プール及びテニスコート等です。

現指定管理者は、特定非営利法人「多賀城市民スポーツクラブ」です。現指定管理期間は令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間です。評価委員会は 5 月 30 日に開催されました。評価の対象年度は、令和 3 年度から令和 6 年度までの 4 年間です。評価委員は 7 名で 1 人当たり 70 点、全体で 490 点が満点となります。そして、合計点の 6 割以上を合格とし、合格も優・良・可の 3 段階に区分して評価することとしました。評価結果は、490 点満点で 346 点、100 点満点に換算しますと 70.6 点、合格の良という結果でした。

この評価委員会では、評価のほかに 2 つの点についてご意見をいただくことになっており、資料の 2 枚目をご覧ください。

1 つ目が次期指定管理者の候補者の選定方法についてです。

ここでは、選定方法を公募とするか非公募とするかのご意見をいただきました。先月の定例会の議案第 17 号で「多賀城市教育委員会の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご審議いただき、非公募とする際の理由として新たに 2 つ増えたのが（2）のエとオになります。

その結果、選定方法につきましては、「20 年間社会体育施設等を管理しており専門的かつ高度な知識を有している」や「地元の人材雇用や地域との連携が図られている」などの理由から「非公募」で行ってはどうかという意見でまとまりました。

2つ目は、次期指定管理者の指定期間についてです。

資料の2枚目の下段をお願いします。指定期間につきましては、これまで原則として5年としていましたが、現状の指定管理施設の性格や運用実績を踏まえ、指定期間の延伸等の改訂が行われ、枠内記載のように、原則として5年から10年までを標準期間としており、何年とすべきかご意見をいただきました。

現在、学院大跡地に移転を計画している事業について、活用を検討している財源（事業債）は令和8年度着手が適用期限で令和10年度完成を目指しておりますが、これより有利な財源（事業債）の活用が、現在は令和7年度着手が適用期限で難しいようでしたが、確定ではないがどうやら延伸されそうなので、見込めれば令和10年度着手し令和12年度中の完成となります。そのような説明をし、結果としては、5年間としてはどうかという意見でまとまりました。

ただし、建設に係る情勢に合わせて3年とすることもあり得るとの意見ができました。

続いて、多賀城市文化センターの指定管理者評価委員会の結果について説明させていただきます。1枚目の資料をご覧ください。

現指定管理者は、JM共同企業体 構成企業は株式会社JTBコミュニケーションデザインと三菱電機ビルソリューションズ株式会社です。現指定管理期間は令和3年度から令和7年度までの5年間です。評価委員会は6月3日に開催されました。評価の対象年度は、令和3年度から令和6年度までの4年間です。評価委員は7名で1人当たり70点、全体で490点が満点となります。そして、合計点の6割以上を合格とし、合格も優・良・可の3段階に区分して評価することとしました。評価結果は、490点満点で327点、100点満点に換算しますと66.7点、合格の可という結果でした。

先ほどと同様に 次期指定管理者の候補者の選定方法についてご意見をいただき、「他にも優れた事業を行う事業者と比較競争した方がより期待が持てると思われる」などの意見から、原則の「公募」で行ってはどうかという意見でまとまりました。

次期指定管理者の指定期間については、「人材育成の観点から5年では短い」や「10年以内に大規模改修工事を控えていることからそれを見越した期間が良いのでは」といった意見から10年間としてはどうかという意見でまとまりました。

今回の教育委員会定例会で議案として「候補者の選定方法」について、お諮りしますので、2つの評価委員会の結果等につきましては、その際により詳細にご説明申し上げますのでよろしくお願いします。

以上で、説明を終わらせていただきます。

教育長

ご質問がありましたら、お願いします。高田委員。

高田委員

多賀城市の指定管理施設の公募、非公募についてですが、大代地区公民館はどうでしたか。

生涯学習課長

非公募でした。

高田委員

公募は文化センターだけですか。

生涯学習課長

そのとおりです。前年度指定管理を更新した図書館も非公募でした。

高田委員

ありがとうございます。

教育長

その他、ございますでしょうか。

（「ありません」の声あり）

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和7年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後7時20分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和 7 年 7 月 2 3 日

多賀城市教育委員会

教育長

委 員

委 員